

## 審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市老人デイサービスセンター指定管理者の指定		
根 拠 法 令 名	大津市老人デイサービスセンター条例 (平成7年条例第2号)		(条項)第11条第3項
基 準 法 令 名	大津市老人デイサービスセンター条例 (平成7年条例第2号)		(条項)第11条第3項
所 管 部 署	健康保険部	健康長寿課	高齢福祉係
標 準 処 理 期 間	120日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称【 】</p> <p>・ 掲載図書等【 】</p> <p>・ 内 容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>〔指定管理者の指定に係る審査基準〕</p> <p>指定管理者の指定に係る審査基準は、大津市老人福祉センター条例第11条第3項各号に掲げるとおりとする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令・基準法令]</p> <p>大津市老人デイサービスセンター条例 (指定管理者の指定の手續)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者を指定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。</li> <li>・ センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。</li> <li>・ センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有する者であること。</li> </ul>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。